

通商分野でのイシューベースの複数国間合意（プルリ合意）について

WTOドーハラウンドは開始以来11年（ウルグアイラウンド終結からは19年）を経て混迷状態にある。

この結果、貿易自由化・ルール作りの主要なツールとしてFTAが使われ、FTA競争が激化している。

昨年12月の第8回WTO閣僚会議でも、ラウンド終結の見通しは依然として全く立っていない。

他方で、閣僚会議の結果には、ポジティブな側面もある。

ラウンドについて、既存のアプローチではうまくいかないとの基本認識が共有されたこと、

また、案件毎に異なったスピードで処理する可能性が受容されたことは意義が大きい。

今後、ラウンドの、コンセンサスによる意思決定とシングルアンダーテーキング（包括受諾）の制約が緩めば様々な動きが出てくることが予想される。

WTOの歴史を振り返ると、1996年から97年に、ITA（情報通信合意）、テレコミサービス合意、金融サービス合意という大きな成果が生まれているが、これらは、イシューベースのプルリ合意（pluri-lateral agreement）である。また、最近では、日本が提唱した模倣品・海賊版の防止に関するACTA（Anti-counterfeiting Trade Agreement）が、WTO外のプルリ合意として成立した。

第8回閣僚会議の結果とACTAの成立を受けて、今後通商分野でのプルリ合意の必要性が急速にクローズアップされる可能性が大きい。

今年に入り、例えばITAの品目拡大や、サービス分野でのプルリに向けて、活発な議論が開始されている。

イシューベースのプルリ合意は、FTAと並んでWTOを補完する貿易自由化・ルール作りの重要な手段であり、本稿では、通商ルールのグローバルガバナンスの観点から、その必要性和歴史、特徴と制約、今後の可能性等について総合的に見ていくこととする。

通商分野でのイシューベースの複数国間合意（プルリ合意）について

2012. 4. 2
S F 中富道隆

I 問題意識・・・なぜプルリ合意なのか

本稿では、通商分野でのプルリ合意についてとりあげる。プルリ合意とは、複数国間合意のことであり、英語ではpluri-lateral agreementのことである。FTAがいわば国ベースのプルリ合意であるのに対し、ここでのプルリ合意はイシューベースのプルリ合意について述べることにする。今日、イシューベースのプルリ合意の重要性が急速にクローズアップされているが、その背景とプルリ合意の今後の可能性、進むべき方向について見ていくこととしたい。

1 WTO・ドーハラウンドの低迷

我が国は、従来からガット・WTOに体现されるマルチの通商ルールによって大きく裨益しており、ガット・WTOシステムを支えることを通商政策の基礎としてきた。しかしながら、WTO及びドーハラウンドは大きな危機に直面している¹。この現状とプルリ合意の重要性は深く関係している。

1) 遅さと狭さ²

WTOのラウンド（包括的貿易交渉の枠組み）には2つの大きな問題がある。その「遅さ」と「狭さ」である。

まず、遅さ（slowness）が最大の問題であると言ってもよいだろう。

既に、1993年のウルグアイラウンド決着から19年、2001年のドーハラウンド開始から11年を経過し、ドーハラウンドの決着について見通しがつかない状況は、如何に交渉は時間がかかるといっても、ひどすぎる。

¹ 詳しくは、筆者のRIETIでの提言「WTO改革とラウンドの早期終結に向けて」（2011. 12. 07）参照。

² WTO is like a dinosaur living in Lake Ness. It has 2 distinct features.... (Unknown)

国際経済の急速な変化にWTOはついて行けていない。

産業界が、紛争解決手段・裁判所としてのWTOの機能は別として、WTOやラウンドに関心を失ってしまっているのも仕方ないところがある。

もう一つは、狭さ（narrowness）である。

例えば、投資・競争・環境等の重要イシューはドーハラウンドのアジェンダの外にあり、ラウンドは基本的に、アクセス中心の交渉となっている。

2) 157か国・全員一致・シングルアンダーテキングの足かせ

こうした、ドーハラウンドの遅さと狭さは意思決定メカニズムと深く関係している。

ドーハラウンドの基礎となっている157か国の全員一致とシングルアンダーテキング（一括受諾）の原則は意思決定を困難にしている。

このようなやり方では、多様なメンバー国による複雑な交渉に当たって解がない可能性が強い。

ウルグアイラウンドまでは、米EU（四極）中心の意思決定であり、また、一部メンバーのみが受け入れるコードの体系が存在した。

いわば、国の経済力と意思決定主体とが一致していたとも言える。

途上国が経済的に力をつける中で、ドーハラウンドでは、多極化する経済構造と関心の多様化に見合う意思決定メカニズムが作れていない。

3) 第8回WTO閣僚会議（2011年12月）

こうした状況の中で、昨年末ジュネーブで第8回WTO閣僚会議が開催された。この結果については、ネガティブな側面とポジティブにとらえるべき側面とがある。

まず、ネガティブな側面を見ていこう。

第1に、ラウンド終結の見通しが依然として全く立っていないこと。

第2に、今年以降のワークプログラムが定まらなかったこと。

第3に、保護主義防あつについて十分な合意が得られなかったこと。特に、スタンドスティル、ロールバックについて合意が出来なかったことは今後懸念を残すこととなった。

他方で、ポジティブな側面もある。

第1に、ラウンドについて、既存のアプローチではうまくいかないとの基本認識が共有されたことは重要である。

第2に、案件毎に異なったスピードで処理する可能性が受容されたことも意義が大きい。これは、いわゆるアーリーハーベストの可能性を生むことにつながる。これを受けて、プルの可能性について、様々な議論が開始されとおり、

これは大きな進展である。

4) 先進国と途上国

ドーハラウンドには、定義として与えられた Development Round のトラウマがある。

まず、その定義上途上国対応が不可欠であり、これなしにラウンドは終われない。

他方で、WTOにおいては、途上国の定義が存在しない。

中国、インド、ブラジルは途上国であると主張し、韓国ですら途上国の地位を主張することがある。

先進国、とりわけ米国と「先進途上国」との利益対立は深刻である。

この点については、スーザン・シュワブ論文 (Foreign Affairs)³が端的な形で述べているが、米国は中国、インド、ブラジル等とパリティのない交渉結果を受諾する意思はないことを明らかにしつつある。

2 FTA競争の激化

以上見てきたWTO・ドーハラウンド低迷の結果として、FTA・RTAが通商ルール作り・自由化の主たるツールとして使われるようになり、現状500余のFTA・RTAがWTOに通報されている。この傾向には歯止めがかかっていない。

3 ACTAの実現

最近では、我が国が2005年に提唱した模倣品・海賊版の防止に関するACTA (Anti-counterfeiting Trade Agreement) が米・EU等主要国の参加を得て、2011年に合意・署名された。これは、TRIPS協定+の合意をWTOの外で実現しようという試みである。

これが成立したことが、今後のプल्ली合意のはずみとなる可能性が大きい。

4 分極化する通商レジームとグローバルガバナンス

ドーハラウンド漂流の中で、更にFTA競争に拍車がかかることは確実である。

³ After Doha -Why the Negotiations Are Doomed and What We Should Do About It: Susan C. Schwab (Article on Foreign Affairs 2011 5/6)

とりわけ、米韓 F T A、E U 韓 F T A を先駆けとして、先進国間 F T A、地域間 F T A の出現は、W T O に具体化されているマルチの貿易ルールを undermine する可能性が出てきている。

従来から指摘されている原産地規則におけるスパゲティー・ボウル現象のみならず、「ルールのスパゲティー・ボウル」が懸念される状況が出てきている。国際通商レジームの分極化と、強烈な地域間競争、制度間競争の時代が始まっている。

その結果、対応の遅い国、途上国は取り残される危険が大きい。

F T A は基本的に強者のゲームである。

特に、今後米国・E U の対応の急速な変化に注意が必要である。

こうした状況下で、イシューベースのプルリ合意は過度の F T A 傾斜を抑制し、将来のマルチルールの基礎を作るポテンシャルと効果を持ちうるものであり、通商分野におけるグローバルガバナンスの観点からも意義が大きい。

5 自由化・ルール作りの重要なツール

イシューベースのプルリ合意は、W T O ・ドーハラウンドの低迷の中で、F T A と並び、自由化・ルール作りの重要なツールとして利用可能な手段である。W T O か F T A かという二者択一のアプローチは間違いであり、これと併せてイシューベースのプルリ合意についても常に念頭に置いて検討していくことが必要である。

現実に成立したイニシアティブを見れば、このことは明らかである。

I T A (自由化)、A C T A (ルール作り)、金融・テレコミ合意(自由化+ルール作り)の例は、通商分野におけるプルリの重要性を裏付けている。

F T A を除けば、1995年のW T O 以来の歴史を見ると、重要な通商分野の合意はプルリ合意であると言って過言ではない⁴。

II プルリ合意とは

以上プルリ合意の重要性について見てきたが、次に、プルリ合意の定義・必要性和過去の事例について補足してみたい。

⁴ それでは、何故、1996年～97年のI T A、金融・テレコミ合意以降大きなプルリ合意が成立していないのか。皮肉なことではあるが、2001年までのドーハラウンド立ち上げの準備と、ラウンド開始後の制約(全員一致とシングルアンダーテイク)が原因ということであろう。

1 定義と必要性

1) 定義

プブリ合意とは、先に述べたように複数国間の合意のことである。F T Aはいわば国ベースのプブリ合意であるが、ここでは通商分野におけるイッシューベースのプブリ合意に着目する。

2国間のもの（例えば投資協定（B I T））もあるが、通商ルール作り・自由化の観点からは、3か国以上のものについて検討することに意味がある。（W T O、F T A、イッシューベースのプブリ合意の関係について資料1参照）

2) 必要性

全ての国が、ルール作り・自由化の意思決定に参加し、同一のルールに拘束されるという、W T O・ラウンドの基本的な枠組みは、W T Oの普遍性を保証する一方で、意思決定の致命的な遅れと硬直性を生んでいる。

W T Oがグローバリゼーションの課題に柔軟に対処していくためには、W T O加盟国とニーズの多様性に対応すること、variable geometryに対応していくことが不可欠である。

イッシューベースのプブリ合意は、W T Oの意思決定における欠陥に対応し、W T Oに大きな刺激を与える可能性がある。

また、プブリの合意は、将来のW T Oルールの基礎を作るポテンシャルがあり、過度のF T A競争に対する抑制効果を持つものである。

2 先例

次に、プブリ合意の先例を見ていこう。

1) ガット・W T O上の複数国間合意⁵

①東京ラウンドコード

W T O設立前のプブリ合意として、東京ラウンド諸協定がある。参加は任意であり、参加国だけを拘束する協定であって、非M F N型である。W T O創設にともない、以下の協定のうち、民間航空機協定以後の4協定以外は、M F N型・全員参加の協定（Annex1協定）に移行した。1995年のW T O成立までは、補助金協定（18）、アンチダンピング協定（24）、T B T協定（38）、ライセンス協定（26）、関税評価協定（18）、民間航空機協定（18）、政府調達協定（13）、国際酪農品協定、国際牛肉協定が存在した。（注 括弧内は参加

⁵ 資料2参照

国数)

②WTO Annex4 協定

東京ラウンドコードのうち、民間航空機協定、政府調達協定のみが、非MFN型のWTO Annex4 協定として現存している。

国際酪農品協定、国際牛肉協定は廃止された。

2) その他の主なプブリ合意

①情報通信合意 (ITA) (1997)

コンピュータ、半導体、半導体製造装置、テレコミ機器についての関税撤廃合意。貿易額約5千億ドルについての関税撤廃合意である。日本の場合、約10兆円の製品輸出の9割についての関税が撤廃されることとなった。

96年末のWTOシンガポール閣僚会議での合意を受け、参加国が譲許表を改正し、その結果はガット1条によりMFNベースでWTO加盟国に均てんされている。

②金融サービス合意 (1997)

③テレコミサービス合意 (1997)

②③は、金融・テレコミサービス分野におけるイニシアティブであり、参照文書(レファレンスペーパー)に合意した参加国(金融(70)、テレコミ(69))が約束表を改正する形をとり、結果はMFNベースでWTO加盟国に均てんされている。

④ACTA (2011)

日本発の、模倣品・海賊版防止のためのWTO外の合意であり、TRIPS+の合意である。2010年10月に大筋合意し、2011年10月には、日本、米、豪、加、韓、モロッコ、NZ、星の8か国が東京において署名した。(その後、EC及びEU加盟国の一部、墨が署名。)

3 ITA・ACTAと日本の貢献⁶

上記のうち、ITAについては、米EUとともに日本が交渉に深く関与し、その実現、法形式の設定等に大きく貢献した。

また、ACTAについては、日本発のプブリ合意であり、終始日本が交渉をリードした。

⁶ いずれの交渉にも筆者が深く関与しているが、交渉の経緯と日本の貢献について、詳しくは、筆者のRIETIペーパー「プブリの貿易ルールについての検討 (ITAとACTAの経験を踏まえて)」参照。

いずれも、今後のイシューベースのプルリ合意形成の参考となるケースなので、是非参考にしてほしい。

Ⅲ ガット・WTOとプルリ合意

次に、ガット・WTOとプルリ合意との関係について更に見ていくこととしよう。

1 東京ラウンドコード

先に見たように、東京ラウンド時代に、多くのコードが成立し、WTO設立まで存在した。ガット47加盟国の全てがコードに参加するのではなく、任意参加であり、義務は参加国だけが負う形（非MFN型）であった。

他方で、東京ラウンドコードの成立により、ガット加盟国の権利義務関係は影響を受けないとされた。（理事会決定L/4950）

2 WTOにおけるプルリ合意

ウルグアイラウンドの結果、WTO加盟国はTRIPS協定・サービス協定を含め、基本的に全協定を一括受諾することとされた。（例外は、ウルグアイラウンド交渉外の、政府調達協定と民間航空機協定（Annex4協定）のみ。）

しかも、違反は、紛争解決手続きの対象とされ、制裁で履行が担保されることとなった。

これによってWTO協定の包括性・普遍性が実現される一方、協定の履行について強い義務づけを加盟国は負うこととなった。

このことが、途上国の交渉対応の変化を生むことともなった。

「もうだまされない」「ウルグアイラウンドの二の舞はこりごり」との感覚は、未だに一部途上国の間に根強く残されており、ドーハラウンドの進展を阻む一要因となっている。

Ⅳ プルリ合意の特徴

それでは、イシューベースのプルリ合意の特徴は何か？

プルリ合意には以下の特徴があると考えられる。

1 分野別課題への対応可能性

第1の特徴は、合意を目指す分野やイシューを自由に選択できることである。当たり前のように見えるが、ラウンドでは、シングルアンダーテキングの制約が働き、特定の分野だけを進めることが困難な状況が続いてきた。昨年末の第8回閣僚会議の結論を受けて、この点で大きな変化が出るのが期待される。

2 参加国を選べること

次に、イシューベースのプルリは、参加国を選べることに大きな特徴がある。

3 WTOにおける意思決定の困難を回避できること

WTOにおいては、意思決定が原則加盟国全体のコンセンサスで行われるために機動的な対応が出来ないのに対し、イシューベースのプルリ合意では、この制約を逃れる様々な選択肢が生まれる。

4 新しい産業界のニーズへの早期対応可能性

イシューベースのプルリの枠組みは、ラウンドと比較し、より現実的で短期の時間軸で産業界のニーズに対応していくことを可能とする。

5 将来のマルチルールの準備可能性

プルリの合意は、勿論、メンバー国がWTOメンバーである限りにおいて、WTOルールに反することは出来ない。

WTO整合性を踏まえつつ、WTOのシステムの改善にコミットした国がプルリで特定の分野について合意をすることは、将来におけるWTOルール改善の基礎を作る上で極めて重要なベースとなると考えられる。

イシューベースのプルリの合意は、定義上、WTO加盟国全ての参加によって作られるものではないので、FTAと同じく、グローバル化が進行する通商分野の合意としては不完全な性格を持つことを常に念頭に置くべきである。

V プルリ合意の制約

それでは、イシューベースのプルリ合意を形成して行く上でのどのような制約があるだろうか。

1 法的制約

法的な制約については、WTO内の合意か、WTO外の合意かで留意点が異なる。

る。

1) WTO内の合意

WTO内の合意としては、新設に関しては、全員一致が条件となる Annex4 協定の形が要求される。

ITA、金融・テレコミサービス合意については、先に見たように、Annex4 協定の新設という形ではなく、既存の枠組みを用い、クリティカルマスを充たす参加国で合意を形成し、結果をMFN均てんしている。

①クリティカルマス+MFN均てん

ITA、金融・テレコミサービスの前例がある。

②コード方式（annex 4 協定。調達協定型）

今でも加盟国のコンセンサスで非MFN型の Annex4 協定は新設可能である（実際には非MFN型の合意にコンセンサスが成立するとは思えず非現実的であるが）。

③譲許表方式の拡張（立法論）

サービス以外の分野にも譲許表方式を導入すべきとの立法論あり。

法的制約と制定手続きの詳細は資料3参照。

2) WTO外の合意

ACTAのケースのように、既存のWTO規律の強化・補足という形（TRIPS+）での規律や、WTOの規律しない分野での規律導入（例えば競争ルールに関するプルリ）が考えられる。

WTO外のプルリ合意については、WTO加盟国であればWTO整合性が要求されることはいうまでもない。例えば、ACTAのケースについて見れば、TRIPS-のプルリ合意はTRIPS協定違反となる。

競争ルールについてのプルリ合意は、WTO協定が競争ルールを規律していない現状においては原則WTO違反の問題を生じない。

2 内容的制約

内容面では、何よりもメンバー国の選定がカギとなる。

WTO内の合意としては、WTO加盟国の全員一致で Annex4 協定を作る場合を除き、MFN均てんが原則となると考えられるので、参加国についてクリティカルマスを実現することが重要である。

例えば、ITAについて言えば、対象品目の世界貿易の約90%を占める国の

参加が発効要件（クリティカルマス）とされた。

クリティカルマスと free ride 問題は密接不可分である。

クリティカルマスを実現すれば、非参加国の free ride の問題は生じない。逆に言えば、free ride の懸念が生じる非参加国があるということは、クリティカルマスが実現できていないということでもある。

今日では、モノでもサービスでも、途上国の世界貿易に占めるシェアが大きくなっており、主要途上国の参加がプल्ली合意成立のカギとなる。

また、野心のレベル（X）、参加国数（Y）、合意の成立時期（Z）の3点の関係を常に考慮しながらプल्ली合意については考えて行く必要がある。

例えば、野心のレベルが高すぎると参加国数は少なくなるし、合意に時間がかかる。参加国を増やすことに重点を置けば、野心のレベルは低くせざるを得ない。

$F = \alpha X \times \beta Y \times \gamma Z$ を最大化するような、XYZ のベストミックスを探すことを交渉において常に考えていくことが必要である⁷。

VI F T A と イ ッ シ ュ ー ベ ー ス の プ ル リ 合 意

F T A は い わ ば 国 ベ ー ス の プ ル リ 合 意 で あ る が、イ ッ シ ュ ー ベ ー ス の プ ル リ 合 意 と F T A は どう 違 う の か。

F T A と 違 い、イ ッ シ ュ ー ベ ー ス の F T A に は 以 下 の 特 徴 が あ る。

1 特定分野への対応可能性

イ ッ シ ュ ー ベ ー ス の プ ル リ 合 意 は、issue specific に 対 応 可 能 で あ る。

これに対して、F T A で は、substantially all trade を カ バ ー す る こ と が 必 要 (ガ ッ ト 2 4 条) と の 制 約 が あ り、分 野 の 「 つ ま み 食 い 」 が 出 来 な い。

サービ ス F T A に つ い て も、substantial sectoral coverage (G A T S 5 条) と い う 制 約 が あ り、特 定 の サ ー ビ ス 分 野 だ け を 取 り 出 し た 合 意 は 出 来 な い。

2 柔軟なメンバー国選定可能性

イ ッ シ ュ ー ベ ー ス の プ ル リ の 合 意 の 場 合 に は、特 定 の 分 野 ・ i s s u e に つ い て 「 志 を 同 じ く す る 国 」 (like minded countries) を 選 択 し て 議 論 を 行 う こ と が 出 来 る。

これに対し、F T A の ケ ー ス で は、ま ず 国 あ り き で あ る。国 と 国 と の 貿 易 自 由 化 を 行 う べ き か 否 か と い う 判 断 が 先 行 す る。

例 え ば、W T O で の 議 論 が 進 ま な い 分 野 で の ル ー ル 作 り の 議 論 を A C T A の ケ ー ス の よ う に、米 と E U と の 双 方 を 交 え て 行 う こ と は、F T A の 枠 組 み で は 極

⁷ 資料4参照。A C T A 交 渉 の 際 に 実 際 に 使 用 し た 表 で あ る。

めて困難である⁸。

3 非MFNとは限らない。

FTAのケースでは、ガット 24 条、サービス協定 5 条により、WTOの原則からの例外が認められ差別適用が認められる。FTAは非MFNが原則となる。

(TRIPSについては、こうした規定がないのでFTAの合意内容はMFNベースで適用することが必要である。)

イシューベースのプブリ合意の場合は、こうした差別性は必ずしも当てはまらない⁹。むしろ、テレコミ合意・金融合意、ITAに見るように結果がMFN均てんされるケースが多い点が注目される。

Ⅶ プブリ合意の今後の可能性

1 可能な分野

それでは、イシューベースのプブリ合意はどのような分野で可能であろうか。イシューベースのプブリ合意については、次のような様々な分野で検討可能である。

1) 関税

ITAの先例がある。ITAについては品目拡大の動きあり。環境財等も候補になりうる。

2) サービス

サービスについては、テレコミ・金融サービスの先例がある。同様にして、他のサービス分野についての検討が可能である。米が中心となり、サービスプブリの動きが顕在化している。

3) 政府調達

昨年末改訂合意成立。今後は、参加国拡大が中心論点となろう。

4) 電子商取引

日本はスイスとのFTAで初めて電子商取引章を導入したが、米は米韓、米豪等とのFTAで電子商取引の規律を積極導入しており、これらをベースにプブリの合意を目指す基盤がある。

5) 貿易と投資

6) 貿易と競争

貿易と投資、貿易と競争については、カンクーン閣僚会議でドーハラウンドのアジェンダから落ちたが、プブリの枠組みで検討を再開することは十分に検討

⁸ サービスプブリについては、米国はFTAの可能性を主張しており、今後の展開が注目される。

⁹ プブリ合意毎の性格による。

可能であり、また、その必要性も大きいと考えられる。

7) 基準認証・TBT

TBTについては、ドーハラウンドの開始に臨み、日本は交渉化を主張したが、支持を得られなかった。

他方で、ドーハラウンドが低迷する現在、「非関税」問題や behind the border measures に対する関心が強まっている現状にある。

この分野でのルール整備は、ビジネスの国際化に対応した環境整備という点から欠かせない。

また、この分野ではOECDにおいても多くの知見が蓄積されている。

この分野は、scope が広く多岐の協定にわたるので、範囲を明確化していく必要があるが、business friendly なルール策定、グローバルな value chain の構築という観点から積極的に臨むことが必要である。

例えば、国際標準の定義問題、best regulatory practices、MRA、認証ルール等課題は尽きない。

TBTの規律内容をプルリで充実させていくことは十分に考えられる。

以上の分野は例示に過ぎない。他の分野でもプルリ合意の可能性について、柔軟に検討していく姿勢が必要であり、また、その実現可能性は十分にある。

また、「ビジネス円滑化協定」のようなサプライチェーン円滑化のための包括的なプルリ協定を検討することも一案であろう。

2 プルリ合意に向けた最近の動き

昨年末の第8回WTO閣僚会議の結果を受けて、ドーハラウンドのシングルアンダーテイクのくびきから逃れ、イシュー別の議論が活発化する兆候が見られる。

特に、ITA、貿易円滑化、サービスでの動きが注目される。

1) ITA

米日中心に、ITAの品目追加に向けて議論中である。

EUは、非関税を一緒に議論しようとしており要注意であるが、関税だけなら中国等主要途上国との調整を前提に、議論が進む可能性がある。

2) 貿易円滑化

途上国も含め内容的には大きな問題のない分野であり、進展の可能性が期待される。

3) サービス

米国が、主要分野の自由化、新たな規律導入を目指し激しくロビーしている。

米国は、

- ①クリティカルマスの形成+メリットのMFN均てん（金融・テレコミ合意型）
- ②政府調達協定型（Annex4型）
- ③サービスFTA（GATS5条）

のいずれもあり得る、としており、途上国が難色を示す場合、先進国だけのサービスFTAも辞さないとの対応である。中国やインドの free ride を許すような解は認められないとしており、EUにサービスFTAに賛成するよう強い圧力をかけている。

このうち、ITAとサービスはプブリ合意のコンテクストで議論されている。

また、貿易円滑化についてもプブリ合意になる可能性があろう。

WTOへの信頼を取り戻すためにも、早期にWTOが成果を生むことが不可欠であり、こうした分野での議論の進展を期待したい。

さもないと、FTA競争はいつそう加熱化し、貿易レジームの分極化が一層加速するおそれがある。

Ⅷ プブリ合意とグローバルガバナンス

シングルアンダーテキングとコンセンサスを基礎としたWTOラウンドの意思決定方式が機能しないことが明らかとなった今日、イシューベースのプブリ合意の可能性について検討していくことは不可欠の課題である。

イシューベースのプブリ合意は、通商分野での自由化・ルール作りで大きな成果を挙げてきた手段であり、マルチの意思決定がうまくいかない現状で、その重要性を再認識する必要がある。

今日は、WTO・FTA・イシューベースのプブリ合意の制度間競争の時代であると言ってもよいだろう。

イシューベースのプブリ合意は、過度のFTA競争と貿易秩序の分極化に歯止めをかけるものとして期待される。

グローバルガバナンスの観点からは、イシューベースのプブリ合意は、マルチの自由化・貿易ルール作りを補完するものであり、また、将来のマルチルールを目指して設計していく必要がある。

今後、我が国が、WTO・FTAのみならず、イシューベースのプブリの枠組みを使いこなし、通商ルール形成や自由化の中心となることを期待してやまない。

通商関係のマルチ合意・プルリ合意

マルチ合意	複数国間合意(プルリ合意)			
	国ベースの複数国間合意	イシューベースの複数国間合意		
WTOルールあり			WTOルールなし	
WTO GATT94 annex1~3 協定	GATT24条 GATS5条 RTA/FTA	annex4協定 政府調達 民間航空機	金融合意 テレコミ合意 ITA、ACTA 等 今後、 サービス 電子商取引基 準認証・TBT 原産地 等でのプルリ合 意の可能性あ り	今後、 競争ルール 投資ルール 等 の可能性あり (投資については TRIMあり。)

* イシューベースの複数国間合意について、本稿では、通商ルール作り・自由化への貢献という観点から、3か国以上のものを検討の対象とする。

ガット・WTOとプリア合意の位置付け

	1947年～	1979～ 東京ラウンドコードの導入	1995～ WTOの設立	将来のプリア合意の取り込み
GATT	GATT1947 全加盟国参加	GATT1947 全加盟国参加	GATT1994 全加盟国参加	
コード	なし	補助金協定 アンチダンピング協定 TBT協定 ライセンス協定 関税評価協定 民間航空機協定 政府調達協定 国際酪農品協定 国際牛肉協定 →非MFN型 一部加盟国のみ参加	補助金協定 アンチダンピング協定 TBT協定 ライセンス協定 関税評価協定 は、WTOのAnnex1a協定(全加盟国参加)に移行 →全加盟国参加	
WTO 物品関連協定 Annex1a	なし	なし	全加盟国参加	?? 譲許表方式の導入? クリティカルマス +MFN均てんによる改正?
WTO Annex4協定	なし	なし	民間航空機協定 政府調達協定 国際酪農品協定 国際牛肉協定 (前2協定のみ現存) →非MFN型 一部加盟国のみ参加	?? 新設手続きの緩和? (例 クリティカルマス +MFN均てん)
WTO サービス協定 Annex1b	なし	なし	全加盟国参加 譲許表方式導入	金融・テレコミ合意方式による セクター合意の追加? (譲許表の改正)
WTO TRIPS協定 Annex1c	なし	なし	全加盟国参加	?? 譲許表方式の導入? クリティカルマス +MFN均てんによる改正?

通商関係のマルチ・プブリ合意の比較

	WTO (マルチ)	複数国間合意(プブリ合意)							
		RTA/FTA (国ベースの複数国間合意)	イシューベースの複数国間合意*						WTOルールなし
			WTOルールあり						
			Annex4 協定	サービス(金融・ テレコミ)	関税(ITA)	ACTA	その他		
参加国	157	2~	2~	クリティカルマス (参加国 金融70か国 テレコミ69か国)	クリティカルマス ITA 約90%(貿易 易量) (現在97% 73か国)	37か国 (10+EU27)	2~	2~	
基本ルール	マラケシュ協定 annex1	カット24条 (substantially all trade) GATS5条 (substantial sectoral coverage)	マラケシュ協定 annex4	GATS 金融議定書 テレコミ議定書	GATT	TRIPS	?		
新設		参加当事国	WTO加盟国の全 員一致 投票不可	金融・テレコミ議 定書(WTO加盟 国の全員一致) →参加国の約束 表+MFN免除 表改正添付	参加当事国によ る閣僚宣言→ 参加国の譲許表 改正	参加当事国	? (分野ごとに要検 討)	参加当事国	
改正	WTO加盟国の全 員一致 投票可	参加当事国	参加当事国	GATS21条 に基づく修正	参加当事国 (各参加国の譲 許表改正という 意味で。)	参加当事国	参加当事国	参加当事国	
WTO協定上の義務	YES	NO	YES	YES 約束表改訂後	YES 譲許表改訂後	NO	? 合意内容次第	NO	
利益のMFN均てん	YES(原則)	NO	NO (航空機・政府調 達協定。今後の 協定については YESもありうる。)	YES	YES	YES TRIPSはMFN 例外条項なし	原則YES? (L/4950) 関連WTO協定 の規律と 合意内容次第	NO	
その他	2001年からドー ハラウンドを加盟 国の全員一致原 則で実施中	分野を選べない * サービスだけの 協定は可能 (GATS5条) 現在505あり	政府調達 民間航空機 の2協定のみ	サービス分野の プブリの先例	関税分野のプ ブリの先例	スタンドアロー ンの協定 TRIPSの補足合 意の性格	分野を選べる * WTO協定整合 性確保が原則 (分野毎に要検 討)	例えば貿易と競 争のプブリ合意 等がこれに該当	
創設	1995	?	1995	1997	1997	2011	?	?	

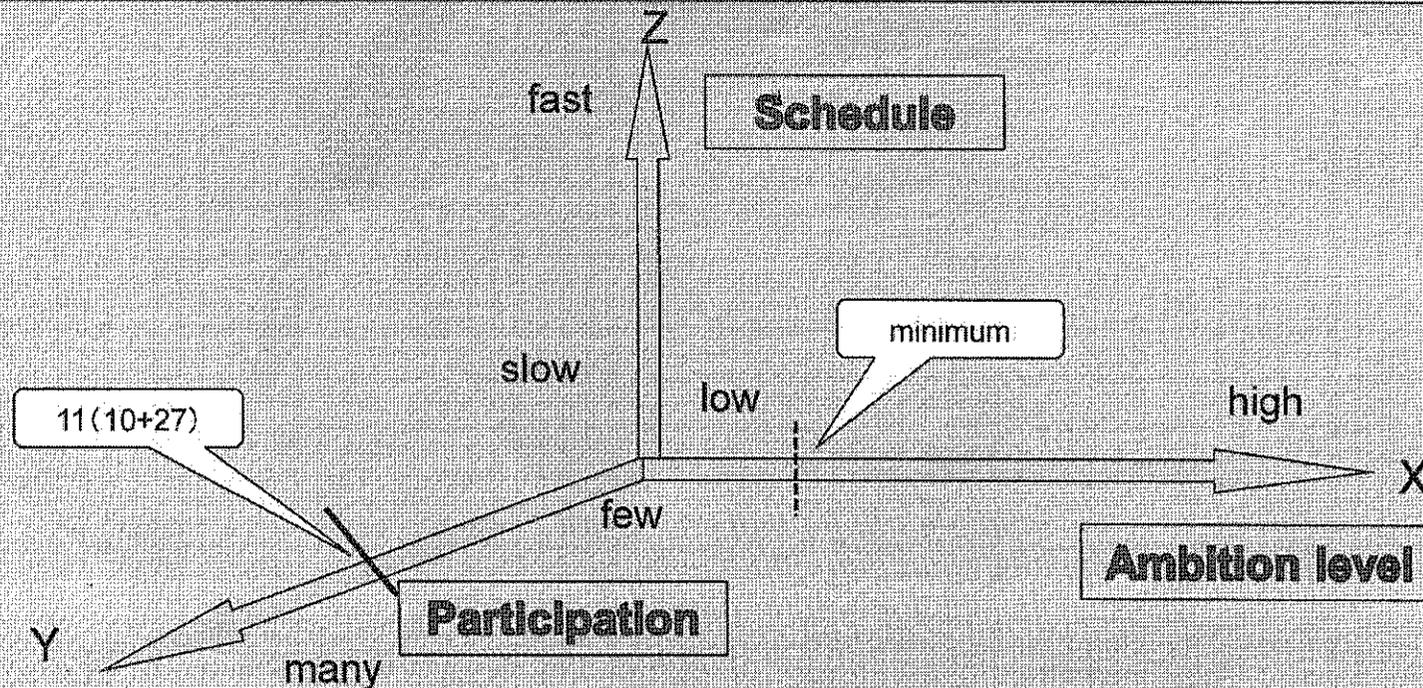
* イシューベースのプブリ合意について、本稿では、通商ルール作り・自由化への貢献という観点から、3か国以上のものを検討の対象とする。

Basic Parameters for ACTA

- 'Ambition Level', 'Number of participants' and 'Schedule for Conclusion' should be considered as essential parameters to achieve ACTA.

Members should maximize:

$$F = \alpha X \times \beta Y \times \gamma Z$$



参考文献

- 「WTO改革とラウンドの早期終結に向けて」(2011.12.07) 中富道隆 (RIETI)
「プールの貿易ルールについての検討(ITAとACTAの経験を踏まえて)」中富道隆(RIETI)
2011年版 不公正貿易白書
通商産業政策史1 1 知的財産政策 中山信弘編著
通商産業政策史2 通商政策・貿易政策 阿部 武司編著(編纂中)
模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の意義と今後の課題 山本信平 NBL No. 945
2011.1.15
The Information Technology Agreement: Building a Global Information Infrastructure while avoiding customs classification disputes, Joseph Tasker, Jr. Brook. J. Int' l L Vol. XXXVI:3
The Multilateral Trade Regime: Which Way Forward? The University of Warwick (2007)
World Trade And The Doha Round: High Level Trade Experts Group (2011)
The Future of the WTO, Report by the Consultative Board to the Director-General Supachai Panitchpakdi (2004)
After Doha -Why the Negotiations Are Doomed and What We Should Do About It: Susan C. Schwab (Article on Foreign Affairs 2011 5/6)
Jock A. Finleyson and Mark W. Zacher, The GATT and the regulation of trade barriers: regime dynamics and functions, 1981
Future-Proofing World Trade in Technology: Turning the WTO IT Agreement (ITA) into the International Digital Economy Agreement (IDEA) :Hosuk Lee-Makiyama, ECIPE Working Paper No. 04/2011
Mini-symposium: The future geometry of WTO law Introduction, Thomas Cottier, Journal of International Economic Law Vol.9 No. 4
The consistency of WTO rules: Can the single undertaking be squared with variable geometry? Craig VanGrasstek and Pierre Sauve, Journal of International Economic Law Vol.9 No. 4
Can the trading system be governed? Institutional implications of the WTO's suspended animation, Robert Wolfe, Working Paper No.30, The Center for International Governance Innovation, Sep 2007
Mary E Footer, The (Re)Turn to Soft Law in Reconciling the Antinomies in WTO Law, Melbourne Journal of International Law Vol11 2010
WTO decision making for the Future, Patrick Low, WTO
A Two-Tier Approach to WTO Decision Making, Thomas Cottier, NCCR TRADE WORKING PAPER No 2009/06
Manfred Elsig, WTO Decision-Making: Can We Get a Little Help from the Secretariat and the Critical Mass? in D. Steger Redesigning the World Trade Organization for the Twenty-First Century, Wilfrid Laurier University Press
Consensus and majority voting in the WTO, Jaime Tijmes-Lhl, World Trade Review Vol.8, No.3
The WTO decision-making process and internal transparency, Peter Norgaard Pedersen, World Trade Review Vol.5, No.1